

高次脳機能障がい通所教室運営事業実施要綱

宮崎県身体障害者相談センター

(目的)

第1条 高次脳機能障がい者等が、障がいについて学び、社会参加に必要な知識や技能を集団で訓練する「通所教室」について、高次脳機能障がい支援拠点機関等と連携し、障がい当事者のニーズや状況等に応じた通常型（24回）のプログラムの改良実施や短期プログラムの研究・開発を関係支援機関が連携して実践することにより、障がいへの認識を深め、高次脳機能障がい者等の自立や社会参加を支援する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、宮崎県とする。ただし、事業を適切に実施することができると認められる団体等に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、高次脳機能障がい者及びその疑いのある者とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 通常プログラム型（24回プログラム）
- (2) 短期プログラム型（短期プログラムの研究開発とその実践としての通所教室の実施）

2 前項の事業は、それぞれ異なる団体等に委託することができる。

(受講生の決定)

第5条 受講者は受託機関において決定することができる。ただし、必要に応じて別表に掲げる関係機関と協議の上、決定するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 第5条関係

高次脳機能障がい支援拠点	宮崎県身体障害者相談センター
	宮崎大学医学部附属病院
通所教室実施機関	受託機関
その他	受託機関が必要と認める関係機関